

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第242回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の阿部和孝委員と石井地区の戒能泰隆委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、潮見地区の宮内光樹推進委員に御出席を願っています。よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号の9件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和5年10月26日から令和5年11月25日までに専決処理した案件は4条届出が6件、5条届出が17件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が転用目的として売却するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は農地法により平成30年5月10日に設定された賃借権でございます。本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>

寺井克之会長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>お手元に審査基準1号から6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約164アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約96アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約390アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約26アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を贈与により取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約32アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、</p>

後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8番、譲受人は、農地約14アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約21アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11番、譲受人は、農地約11アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約95アールを耕作する農地所有適格法人でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。なお、本案件は、松山市内で新規となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

13番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14番、譲受人は、農地約286アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

15番、譲受人は、農地約89アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

16番、譲受人は、農地約425アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

17番、譲受人は、農地約264アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

18番、譲受人は、農地約41アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

19番、譲受人は、農地約90アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

20番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございます

	<p>ますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>21番、譲受人は、農地約200アールを耕作する農家でございます。この度、贈与により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件が、5番、7番、10番、12番、13番、20番の6件であります。</p> <p>5番の案件は、所在地が浮穴地区でありますので、阿部委員から説明をお願いします。</p>
阿部和孝委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、父親の農地を譲り受け、新規に農業を開始したいとしております。譲受人は実家での農作業の経験があり、農業に対する意欲も十分に見受けられたことから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、7番の案件は、所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。</p>
藤岡正勝委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、窪野町にお住まいで、この度、自宅周辺の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。以前から家庭菜園や農家の手伝いなど、経験もあり、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>

寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、10番の案件は、所在地が和気地区でありますので、木本委員から説明をお願いします。</p>
木本健郎委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、和気地区の農地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、12番と13番の案件は、所在地が潮見地区でありますので、宮内光樹推進委員から続けて説明をお願いします。</p>
宮内光樹推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました12番の案件について、譲受人は、この度、潮見地区にて新たに農地を取得し、季節野菜を生産し、農地の維持、事業拡大のため、農業を行いたいと申請に至ったものであります。地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>続いて、先ほど事務局から説明がありました13番の案件について、申請人は、久枝地区にお住まいで、この度、潮見区内の農地を所有し、新規に農業経営を始めるものです。申請人は以前から農業経営に関心があり、新規就農を考えていたところ高齢で労力不足となった申請地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>

寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、20番の案件は、所在地が河野地区でありますので、竹田委員から説明をお願いします。</p>
竹田和司委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、河野地区の農地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書13ページです。番号5番の譲渡人が2名のため、「外1名」の追記をお願いします。「譲渡人名 外1名」に訂正をお願いします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件は、先月申請人都合による本人保留した案件でございます。本件受人は、土木建築業を行う法人です。現在、借り入れている資材置場が手狭であり、資</p>

材を大量購入することができず、安定した資材確保に苦慮しています。そこで、既存の資材置場を返却し、安全に作業できるスペースや従業員の駐車場が確保できる本申請地を、新たに露天資材置場及び露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今月 15 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

3 番、本件受人は、道路、橋梁などの保全に関する調査、点検や太陽光発電事業を行う法人です。近年の売上増加に伴い、既存の資材置場が手狭となったため、本申請地を新たに露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、伊予鉄道福音寺駅からおおむね 500 メートル以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、久谷地区で自動車修理業を営んでおります。現在の敷地が狭小であり、修理工場の建築や十分な駐車場の確保が困難であることから、本申請地に自動車修理工場を建築したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

寺井克之会長

以上で説明が終わりました。

<p>寺井克之会長</p>	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。なお、2番は優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「令和5年度 第9号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままでは結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>議案説明の訂正をさせていただきます。去る10月10日に開催されました、第240回総会の「議案第7号 農用地利用集積計画」所有権移転、番号10番の議案説明で、崎山委員さんより指摘がありました、「譲受人は、82アールを耕作する農業者で、樹園地を『売買』により取得し経営規模を拡大する」と説明したところですが、議案に記載がありましたとおり、「樹園地を『贈与』により取得し経営規模を拡大する」に訂正をさせていただきます。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件10件の内、使用貸借権の設定は5筆、賃借権が4筆、所有権移転が5筆で、設定総面積は1万8,426平米です。</p> <p>その内訳は、新規が5筆、更新が4筆、贈与が5筆となっています。</p> <p>番号3、番号4の譲受人は、約107アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

	<p>番号6、番号7の譲受人は、約150アールを耕作する農業者で、新たに賃借権と使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号9の譲受人は、約505アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号10の譲受人は、約185アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和5年12月18日となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。これは税務署の制度ではありますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するか</p>

	<p>どうかを判断し「適格者である旨の証明書」の交付を行うこととなっていますことから、本日の案件といたしております。なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1、番号2、番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和5年10月26日～令和5年11月25日までに専決処理した案件は24件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明します。</p> <p>本日御審議いただく案件は、3件ございます。</p> <p>番号1は、堀江地区、番号2及び番号3は、河野地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、それぞれ対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和5年10月24日、番号2及び番号3は、令和5年10月30日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。資料の1ページから6ページは、番号1の堀江地区、7ページから32ページは、番号2及び番号3の河野地区に関する資料となっています。</p> <p>まず、番号1から御説明いたします。番号1は、令和5年10月30日に所在地である堀江地区の井上委員と大西推進委員、和気地区の木本委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。2ページは、番号1の対象地を記載した地図の位置図です。3、4ページは、登記簿の写しです。5ページは、公図の写しです。6ページは、対象地を撮影した写真です。</p>

	<p>次に、番号2及び番号3は、申請人から事前の相談があった段階で、令和5年10月25日に所在地である河野地区の竹田委員と正岡地区の徳永茂行推進委員、徳永保王推進委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。8ページは、番号2の対象地を記載した地図の位置図です。9ページから12ページは、登記簿の写しです。13ページは、公図の写しです。14ページから16ページは、対象地を撮影した写真です。次に18ページは、番号3の対象地を記載した地図の位置図です。19ページから24ページは、同じく登記簿の写しです。25ページは、同じく公図の写しです。26ページから32ページは、同じく対象地を撮影した写真です。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>1番は、所在地が堀江地区でありますので、井上委員から説明をお願いします。</p>
井上徹郎委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和5年10月30日に、私と堀江地区の大西推進委員、和気地区の木本委員、事務局職員で現地調査を行いました。申請地は、堀江地区の東大栗町甲888番、甲889番です。今回申し出があった農地は、出入りするための道が十分に整備されておらず、公道から農地に到達するまでの高低差が大きいことから、耕作不便な農地であり、数十年前から耕作されておらず、現在は雑木等が密集して山林と一体化している状態でした。周りも山林であるため、農地として復旧しても農地利用が見込まれず、農地性はないと地元では判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2番、3番は、所在地が河野地区でありますので、竹田委員から説明をお願いします。</p>

竹田和司委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>河野地区において非農地判断の申出が2件ありましたことから、令和5年10月25日に、私と徳永茂行推進委員、徳永保王推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。申し出のあった土地は、河野高山甲44番、乙35番、乙36番1、乙36番2、宮内乙31番、乙32番9、甲395番、甲396番です。</p> <p>河野高山の申請地については、元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、昭和50年頃から労働不足となり、現地は遠方であり、急斜面で耕作に不適であったことから、数十年前から耕作されておらず、現在は雑木等が密集して山林と一体化している状態でした。また、宮内の申請地については、平成10年初頭くらいまで柑橘栽培をしていましたが、現地は急斜面で面積が広い一方、園地内の作業道も農機具等が入るよう整備されておらず、労働不足で耕作放棄地となり、現地は雑木等が一面に繁茂し山林と一体化している状態でした。両申請地とも、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について、全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案9件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>まず1点目です。来年度に行う「市への意見の提出」についてですが、農業委員会等に関する法律第38条第1項により「農業委員会は市に対し農地等利用最適化推</p>

進施策の改善」について、具体的な意見を提出しなければならないと規定されており、委員改選の時期に合わせて実施しています。農業委員会として意見を提出することにより、市が農業施策の改善や関連予算への反映を考慮することにもつながります。そこで、12月の中旬以降に委員の皆様、「松山市の農業施策に関する意見について」の調査を行います。調査票と過去に提出した意見など、参考資料をお送りしますので、調査票には農業施策などの意見と、その趣旨について記載してください。なお、意見の取りまとめを行った後、来年の8月以降に、市へ意見を提出したいと考えています。

2点目ですが、来年の1月31日 水曜日 午後から本庁11階大会議室で松山市農業委員会委員研修会を開催します。委員の皆様には、改めて、御案内をさせていただきますので、御予定の調整等お願いします。

3点目ですが、お手元に令和6年版・農業委員会手帳をお配りしていますので御活用ください。また、農業者年金基金の会報「のうねん」を御覧ください。7ページに松山市農業委員会の加入推進の記事が掲載されておりますので、今後の皆様の加入推進活動の参考にしていただけたらと思います。また、「農業者年金普及啓発に係るラジオ広告の実施について」を御覧ください。本日から1月末まで、南海放送ラジオで農業者年金ラジオ広告が流れます。地域の農家の方々に委員の皆様からお知らせ願えたらと思います。

それでは、次回の総会の日程についてです。来月の第243回総会は、1月10日 水曜日 午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定です。

連絡事項は、以上となりますが、一年も早いもので、今日が今年の最後の総会となりました。今年は委員改選があり、多くの委員さんには就任後の慣れない中で、農業委員会活動に携わっていただきありがとうございました。いろいろと御苦労された面も多々あったのではないのでしょうか。いよいよ師走に入り、気ぜわしくなりました。寒さもこれから本番となりますので、皆様、体には十分気をつけていただきたいと思います。それでは、少し早いですが、皆様、よいお年をお迎えください。

私からは以上です。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第242回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時5分閉会